

女性に対する暴力に関する専門調査会
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
(第6回)
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年11月5日(金) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 柑本 美和 東海大学法学部教授
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
関係者ヒアリング
論点と対応案について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「スウェーデンにおけるDV対策について」(琉球大学法科大学院 矢野恵美教授資料)
資料2 「英国におけるDV防止法制度—保護命令・加害者プログラム・子ども—」
(広島大学法学部 高田恭子准教授資料)
資料3 配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について(たたき台)

- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(本文)
参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 ただいまから、第6回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議事ですが、琉球大学法科大学院の矢野教授、広島大学法学部の高田准教授から御発表いただき、配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について皆様からの御意見を伺いたいと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第をご覧くださいと思いますが、資料1が矢野先生からいただいた「スウェーデンにおけるDV対策について」、資料2が高田先生からいただいた「英国におけるDV防止法制度」についての資料、資料3が「配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について(たたき台)」という資料になります。参考資料としては、毎回配付させていただいている専門調査会報告、配偶者暴力防止法の条文となっております。

不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは議事に入ります。まず、琉球大学法科大学院の矢野教授に、論点に関するスウェーデンの制度について御発表いただきます。

それでは、お願いいたします。

○琉球大学法科大学院矢野教授 琉球大学の矢野と申します。よろしくお願いいたします。

では、スライドのほうをお願いいたします。スウェーデンにおけるDV対策ということで、お話しさせていただきます。

リクエストいただいた内容は、恐らく高田先生と同じかと思えますけれども、このような形でいただいております。

御存じの先生も多いかと思えますけれども、スウェーデンのDV対策の特徴は、刑法にDV罪を創設していることです。ですので、もしかしたらリクエストとは少しずれるような形になるかとも思うのですが、なるべく御要望いただいた内容にお応えできるように努めさせていただきたいと思えます。

今、申し上げましたように、スウェーデンにおけるDV対策の最も大きな特徴は、刑法にDV罪を持っていることだと思います。そして、このDV罪ができたときに、「女性に対する暴力は犯罪です」という認識が社会の中に徹底されました。

スウェーデンは2018年に性犯罪をいわゆる同意を前提としたものに差し替えておりますけれども(正確には「任意に参加」)、このときも、このことを社会に知らしめるために様々な広報活動を行っています。そのことによって、18~25歳の若者の10人中7人近くに情報が届いたというデータも出ているところです。

同じような手法を、こちらのほうが先なわけですが、DV罪をつくったときにも、立法すると同時に社会にそれを知らしめるという方法をとっています。後でご紹介させていただきます。

ちなみに、広報活動を同時にやるべきだというのは、まさしく今日お話しさせていただいております。

すこういった審議会の報告書の中で提案され、それが実現したという背景がございます。

そしてまた、DVにおいて、被害者の方を責めるということが世界中であると思うのですが、この点についても、スウェーデンでは、「悪いのは加害者の方である」という認識も同時に広めていきました。

さらに、DV罪が刑法にあることによって、刑務所にDV罪で受刑している人たちがいるという事態が起こるわけです。そのことによって、受刑者の中から身分帳のようなものを調べてDVをした人を対象者として選び出さなくても、DV罪で受刑している人がいますので、その人たちにDVに関する更生プログラムを実施するということができるのです。日本の刑務所の特別改善指導にはDVがございませんので、ごく一部の刑務所でやっているように、一般改善指導に入れていただく形になるかと思えますけれども、DV罪を作れば、刑務所でDVプログラムが実施できるということにもつながります。

また、移民にも配慮してまして、例えば、スウェーデン人のパートナーからDVに遭っていても、永住権が欲しいので言えないという移民の方がいます。この方たちについては、永住権を取る条件を少し緩和するといったような措置も取られているところです。

次をお願いします。今、申し上げましたDV罪というのは、1998年の「女性の安全法」という法律の中で創設されています。これは実際に女性の安全法という法律があるわけではなく、様々な女性の安全に関する法改正を包括的に提案した報告書とそこで提案された法改正のことを指します。この時の改正で、刑法の第4章第4条a第2項に「DV罪」を創設しました。

このとき、なぜDV罪を創設したのかという背景ですけれども、これは、刑法において、女性の尊厳に対する「継続する暴力」を捕捉するためです。これが刑罰的には非常に重要だと思っています。御存知のとおり、通常、刑法は一つ一つの行為を取り上げます。このときにどういう行為があったか、それがどの犯罪の構成要件に該当するかというように考えていくわけです。幾つかの犯罪を行ったときには「併合罪」といって重く処罰することができますけれども、これはあくまで刑罰の話であって、犯罪について行為を一つ一つ見るということには変わりはありません。

ところが、スウェーデンでDV罪をつくったときには、継続する関係性の中で継続して行われる暴力に着目しました。日々起きる暴力は小さくとも、それが継続することで被害者に与える影響はとて大きいということに注目して、「継続する暴力」という新しい概念を刑法の中に取り入れたことに非常に大きな意義があると思います。

ちなみに、この後、条文を紹介させていただきますが、スウェーデンは1984年に条文のジェンダー・ニュートラル化を行っております。日本でも2017年の性犯罪規定改正のときに、男性がとははっきり書いていないのですが、第177条の強姦罪は、加害者は男性、こちらははっきり書いてありますが、被害者は女性となっていました。スウェーデンにおいても1984年の改正前の性犯罪規定においては、日本の強姦罪と同じような条文を持っていました。このような条文を含め、条文の中も性別を削除し、ある者がある者に対してといった記載になりました。

次をお願いします。この1998年にできたDV罪の条文には、1項と2項があるのですが、2項がDV罪です。条文の文言は、「婚姻しているまたは婚姻していた、同棲しているまたは同棲していた男性が女性に対し、繰り返し、刑法第3章、第4章、第6章もしくは第12章または接近禁止に関する法律（以下「接近禁止法」）第24条に基づく侵害行為を繰り返し行い、その者の完全性を侵害し、よって

自尊心を著しく傷つけた場合には、重大な女性の安全に対する侵害犯として6か月以上6年以下の拘禁刑に処せられる。」というものです。わざわざ親しい間柄における「男性から女性への暴力」というジェンダーを前面に出す条文をつくりました。これが「DV罪」と私が呼ばせていただいている条文です。

今日リクエストのございました児童虐待との関連はどうかと言いますと、実は児童虐待関係は、この条文の1項になります。「親しい関係にあるまたはあった者に対し繰り返し…」ということで、以下、先ほどの2項と全く同じ条文でございますけれども、これがパートナーを含む親族間における、2項のDV以外の暴力を捕捉すると考えられています。つまり、児童虐待や兄弟姉妹に対する親族内の暴力、あとはデートDV、さらに女性から男性に対するDV、そして同性パートナー間のDVといったものは、こちらの条文が適用されることになっています。ですので、こちらが児童虐待の際には使われることが多い条文です。

ちなみに、性犯罪にも子供に対する様々な条文がございますので、児童虐待の中でも性的虐待についてはそちらが使われることが多いかと思えます。性犯罪は第6章で、第4章第4条aの対象になっているので、法定刑の軽い性犯罪を繰り返せば、法定刑の重い第4章第4条a第1項が使われます。

次をお願いします。先ほど、繰り返しの犯罪の対象の1つに接近禁止法24条違反というのがあったのですけれども、この接近禁止法というのが、日本のDV防止法の中の保護命令に関する部分に当たります。スウェーデンの場合は日本のストーカー規制法にあたるものも一緒になっています。むしろ、近年では、ストーカー対策の方に力が入った法律となっています。

また、もともと接近禁止法は「訪問禁止に関する法律」という名前で、一緒に住んでいない状態を想定しており、退去命令に当たるものはありませんでした。それが2011年に様々な改正があったときに、退去命令に当たるものも条文に加わりました（退去命令は2003年に導入）。2011年の改正というのは、ストーカー規制法の部分を強化したもので、刑法の中に「違法な追跡」という文言が入りました。

この接近禁止命令は、判断権者は検察官です。この判断に不服がある場合は、裁判所に申立てができるという制度になっています。

先ほどのDV罪の中にありました繰り返し行う犯罪の中の一つである接近禁止法24条ですが、電子監視を伴う接近禁止命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑に処せられる、その他の接近禁止命令に違反した者は、罰金または1年以下の拘禁刑に処させられるという内容です。接近禁止命令違反がDV罪を構成する行為の一つとなっています。

ちなみに、こちらに「電子監視」という言葉が出てきていますが、スウェーデンでは、電子監視は基本的に短期自由刑の代替刑として導入しています。例えば韓国等のように性犯罪者に刑務所出所後に電子監視を行うといった形ではなく、10か月以下の短期自由刑を、本人の希望によって刑務所に行くのではなく電子監視に置き換えることができるようになっています。

余談ですが、もともとは刑務所が過剰収容になって、1居室1受刑者という原則が危なくなったときに電子監視が短期自由刑の代替として導入されたという経緯があります。

次をお願いします。次に、接近禁止命令違反の認知件数ですが、最近は5,000件前後になります。かなりの件数だということがお分かりいただけたらと思います。

次をお願いします。接近禁止命令ですが、条件としては被害者に犯罪、つきまとい、深刻な嫌がらせ等をするリスクがある時に出されるとなっておりますけれども、これは特に被害者の生命、健康、自由、安全に対する罪を犯したかどうか特に配慮されます。具体的に申しますと、先ほどDV罪の中にもありました刑法の第3章や第4章にある罪、生命や身体に対するもの、あとは脅しとか、それぞれDV罪等のリスクがあるときに、接近禁止命令が出せることになります。

ここで御注意いただきたいのは、スウェーデンでは、人の自由を制限する接近禁止命令は、かなり厳しいものと考えられているため、接近禁止命令を出す理由が、出される人への侵害を上回っているときのみ出せるという条件がついています。

次をお願いします。接近禁止命令の内容は、訪問・接触・つきまといの禁止ですが、先ほど申し上げましたように、現在は同居の際の接近禁止もあります。

さらに「拡大された接近禁止」というものがあります。通常の接近禁止では効果がないと思われる場合には、対象を拡張した、拡大された接近禁止命令が出せるようになっています。

次をお願いします。先ほど申し上げましたように、接近禁止命令の発出は検察官が決めます。電子監視装置は警察が管理しています。

次をお願いします。戻りますが、DV罪はどのように判断されるかということですが、基本的にはケースごとに裁判所に任されるとされています。しかし、2003年5月2日の最高裁がリーディングケースになっており、このケースでは10か月の拘禁刑が科され、4万クローナの損害賠償金、60万円ぐらいの損害賠償金となっています。

スウェーデンは、犯罪の刑事裁判が終わった後に、そのままその裁判官が損害賠償も認定するので、同じ判例の中に損害賠償金も書かれています。

このリーディングケースから、DVにおいては大体3回のこんなことがあった、こんなことがあった、こんなことがあったということが立証できれば、DV罪が適用できるとされています。DV罪ができた当時は、そんな犯罪類型は使いにくいのではないかと、暴行罪とか傷害罪とか脅迫罪等の通常の刑法犯でやったほうが立証しやすいのではないかといったような声が検察官からあったのですが、結局かなり使い勝手がいいと思われているようです。

次をお願いします。DV罪、あとは家庭内暴力罪、第4章第4条a第1項をまとめて家庭内暴力罪と呼ばせていただきますが、これらの認知件数です。2,000件弱ぐらいです。少し下降傾向があるのですが、一番多いときは2,700件ぐらいでした。

家庭内暴力罪のほうは、認知件数がかかなり増えている傾向がございます。子供が被害者の場合が折れ線グラフの3つ目の薄緑ですので、家庭内暴力罪の中では児童虐待がかかなり大きなところを占めているようです。

次をお願いします。次に、DV罪で拘禁刑を言い渡された人の人数です。通報は多いですが拘禁刑を言い渡される人数が少ないのは、1人の人が何回も通報されるということがあります。大体これぐらいの方が毎年DV罪で刑務所に行くこととなりますので、結構な人数だということがお分かりいただけたと思います。

次をお願いします。時間の関係で、そろそろ終わりにしたいと思うのですが、DV罪と子供への配慮に関しましては、スウェーデンは共同親権で、離婚しても子供は両親の家を行き来するのが通常です。

しかしDVに関しては親権を停止したり親権を制限したりすることが必要ではないかというのが先ほどのDV罪をつくった審議会では言われたのですが、残念ながら現実には面前DVということがあまり考えられておらず、DVをした親の親権というものも割と残っているようです。

次をお願いします。ただ、DVケースでお子さんにも暴力がある場合は、親には被害者国選弁護人制度が、児童には児童特別代理人制度（国選弁護人より広い）があるということはお伝えさせていただきます。そして、スウェーデンは児童への暴力にはとても厳しいです。

次をお願いします。最初に申しあげましたキャンペーンについてですけれども、1997年10月にストックホルムの町中にポスターを貼るというようなことが行われました。これは審議会の提案でした。

次をお願いします。最後になりますけれども、DV罪がもたらしたものは、「DVは犯罪だ」という認識です。そして、刑務所の中でそういう人が見つけられるようになったということです。刑務所の中での処遇プログラムを3つ挙げております。私に与えられた時間が過ぎておりますので、もし御興味がありましたら、後でご覧頂ければと思います。いずれも認知行動療法のプログラムです。

最後のスライドを出していただいでよろしいでしょうか。DVの犯罪化によって、DVが犯罪であること、悪いのは加害者であること、誰でも通報してよいことが社会に浸透したと思っています。ただし、立法だけでは社会に浸透しないので、広報と議論が必要だということです。

確かに加害者をただ罰すればいいわけでもなく、全員のDV加害者に効果のある更生プログラムはないわけですが、御質問にもありましたように、被害者が逃げるのではなく、加害者を変えなければDVは終わらないということは間違いないと思います。スウェーデンは、加害者を変えるという点の方に重点を置いた対策をしていると考えております。すみません。駆け足になってしまいました。ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。すみません。急がせてしまいました。

御質問もあるかと思いますが、次の高田先生の御発表の後にまとめて何うようにいたします。

それでは、広島大学法学部の高田准教授に、今度は論点に関するイギリスの制度について御発表いただきます。

それでは、お願いいたします。

○広島大学法学部高田准教授 広島大学の高田と申します。よろしく申し上げます。

次のスライドのページをお願いします。本日取り扱う項目についてはこちらに挙げているとおりで、本日報告させていただきます内容のほとんどが、このスライドの一番下にあります論文のほうに掲載しておりますので、そちらのほうを参照していただければ詳しい基準等が分かるかと思っております。

次のページをお願いします。本日話をさせていただきますイギリスとは、イングランド及びウェールズのことで、さて、イギリスではちょうど今年、2021年ドメスティック・アビュース法という新しい法律が成立しました。イギリスにおけるドメスティック・バイオレンス防止政策については、1995年から2000年にかけて議論が高まり、そして2003年に、女性に対する暴力の撲滅に向けた政府の方針が出ます。この当時は、労働党政権であったわけですが、その後、保守党政権になって、2010年から女性に対する暴力の撲滅に向けた包括的な施策が始まりました。これはドメスティック・バイオレンスだけではなくて、女性に対する性的暴力、レイプをはじめとする様々な暴力の撲滅に向けた包括的な施策です。その一環としてドメスティック・バイオレンスの対応があり、ドメスティック・バイオ

レンスの被害者を保護するための様々な裁判所命令や警察による効果的な保護、そういうものが目指されてきたわけです。それをより機能的で総合的なものにするものとして2021年ドメスティック・アビューズ法が成立したということが言えます。

この法律の特徴的なところは、ここではドメスティック・バイオレンスをドメスティック・アビューズという用語に変更したこと、ドメスティック・バイオレンスの定義を規定したこと、また、ドメスティック・アビューズ長官として、包括的に制度を検証し、政府に提言するような機関を独立して法的に設置したというのが特徴です。

次のページをお願いします。まず、どのような行為が保護命令等の対象になるのかというところがお聞きになりたいということでした。イギリスでは、もともとドメスティック・バイオレンスという言葉が使われていたのですが、バイオレンスと言うと非常に具体的な暴力しか対象にならないと誤解をする人がいるということで、虐待行為であるアビューズという言葉を用法的に使うことにしました。この法律によって、ドメスティック・バイオレンスの定義がドメスティック・アビューズの定義として言葉が置き換えられたということになります。

ただし、その具体的な内容は、政府が2014年に公式に出し、政府機関及び関係諸機関で共有してきたドメスティック・バイオレンスの定義がそのまま採用されています。これは精神的DVなどを含むのですが、それよりも広くて、今回の法律で定義を制定する際に議論になったのは経済的虐待なのです。経済的虐待をより具体的に示してほしいという強い要望があり、これについて、お金の部分を握るというだけではなくて、学校あるいは携帯など、社会的な様々な制度へのアクセスをコントロールするような行為も経済的虐待に該当するということが明文化されました。こうして、非常に広い対象がドメスティック・アビューズであるということが明らかにされたわけです。

イギリスではドメスティック・アビューズなのですが、この報告ではそのままドメスティック・バイオレンス、DVという言葉を使わせていただきます。

では、その対象です。次のスライドをお願いします。まず、子供はどうなるのかという御質問がありました。ドメスティック・アビューズ法を制定する際にも繰り返し確認されたのが、子供はその対象ではないということです。16歳以上がDV法の対象ですから、子供については、15歳以下については、児童虐待として保護されることになります。

といいますのは、DVの場合にはやはり被害者の判断というものがかなり尊重されます。それに対して児童、子供の保護に関しましては、安全性を第一に、とにかく公的機関が救済をする義務を負うこととなります。そのことを明らかにしたわけです。

DVの対象に、過去及び現在に婚姻関係等がある者が含まれることは当然なのですが、*intimate personal relationship*、親密な関係、加えて、そういう関係がなくても子供をめぐり親の関係にある者同士、そして親族関係にある者が、そのDV保護の対象となります。

次に通報です。民間の人たちに対する通報義務は見つけることができませんでしたが、一般には警察が保護義務を負っていますので、警察に通報されると、警察がしっかりとそこに介入していくということになります。公的機関については、法律上その保護義務があって、これはDVに限りません。高齢者の虐待であったとしても、どのような市民においても保護の必要性があれば公的機関は保護の義務を負い、保護をする制度的枠組みをセーフガーディングと呼んでいるのですけれども、成人のセー

フガーディングという形で公的機関が取り扱うこととなります。とりわけDVのことについては、保健・医療機関におけるガイドライン及び警察・検察官の義務及びガイドラインが非常に分厚いものとして設定されています。

そしてまた、イギリスでは国立の健康保健システムがあって、ホームドクター制度を取っているのので、医療機関が最も被害者を発見する場面になるのだということで、そのガイドラインが整理されています。

子供につきましては、別の1989年児童法があって、子供の保護のシステムである、子供セーフガーディングのガイドラインに、学校もですが、その他子供に関係する専門機関は全てセーフガーディングのガイドラインを遵守する必要があるとあって、DVは子供に対して危険を及ぼしているということを前提に、その保護に当たることになっています。

次のスライドをお願いします。保護命令についてですが、いわゆる日本で必要だと議論されている緊急保護命令に該当するものとして、これも民事手続ですが、警察が裁判所の手続なしに出すことができるDA保護警告というものがあります。DA保護警告は、警察が実際に虐待行為があるということと、被害者を保護する必要があると信じる合理的な理由がある場合に出されます。DA保護警告がなされた後、48時間以内に保護命令を申し立てる必要があるとあって、この保護命令の手続の中で、当事者に手続的保障がなされることとなります。

このDA保護命令は、裁判所で、虐待が実際に加害者から被害者に向けられているということと、その危険から保護するために保護命令が必要だという合理的な必要性が認められなくてはなりません。ただし、これは身の上で危険が発生するという必要はないのです。被害者を保護するのに必要だという合理的な理由があれば、保護命令を発することができるという位置づけです。

そして、命令違反自体が刑法上の犯罪になります。すなわち、保護命令自体は民事手続で、被害者を保護する必要性があればそれで足り、そして、保護命令違反は刑法上の犯罪になるという位置づけです。

これとは別に、通常の暴行、脅迫などは刑法上の罪ですし、DVについては、支配的・威圧的行為を犯罪として規定していますので、その行為は別途、刑事手続上の犯罪行為になります。保護命令については、あくまでも被害者を救済するための命令という位置づけです。

次のスライドをお願いします。保護命令の内容は非常に柔軟で、自由にカスタマイズができて、改正前は上限28日だったのですけれども、保護期間の制限がなくなりました。保護命令の内容として、電子監視システムをつけることもできて、必要性に応じて裁判所が判断していきます。このように、期間についても内容についても非常に柔軟だというのが特徴です。ただし、電子的な監視をつけるときには、たしか12か月が上限だったと思いますが、期間の制限があります。

DA保護命令とは別に、民事手続における一般的な保護命令があります。例えば離婚手続や子供の養育に関する事項の手続においても民事上の禁止命令が出されます。その多くの内容が虐待禁止命令や占有命令になりますので、その内容を説明したいと思います。

次のスライドをお願いします。まず、虐待禁止命令も、期間だとか内容を自由に設定して、裁判所が虐待禁止命令を出します。この虐待禁止命令は、様々な内容が出されるのですが、単に虐待禁止命令という位置づけだけで出して、それでも虐待、つまりDVがなされたら、それが虐待禁止命令違反と

して刑法上の犯罪になるという位置づけで処罰をすることができるという位置づけです。

次のスライドをお願いします。それに対して占有命令が、いわゆる逃げないで済むためのものという位置づけです。占有命令は、被害者に住居の占有権を宣言したり、すなわち、例えばその家が加害者のものであったり、あるいは加害者が賃貸借契約を結んでいる物件の場合でも被害者の占有権を宣言したり、加害者に住居の占有を禁止したり、あるいは同じ住居内で使用できる場所を制限して占有命令を出して、占有命令違反があればすぐに加害者を逮捕することができるというような形で安全性を図るというように使われています。

次のスライドをお願いします。加害者の更生プログラムについてですが、イギリスでも様々な更生プログラムが構築されていて、どのプログラムを公的に加害者に受講させることができるかということについて、矯正支援認証及び助言機関という機関が、実際にデータに基づいてどのプログラムが効果的かということを確認し、認証しています。そして、監獄・保護観察機関が、受刑者や保護観察中の者にそのプログラムを提供することになっています。

更生プログラムを提供するかどうかについては、多機関連携公的保護アレンジメント会議というものが加害者に向けて設定されるのですが、その中でプログラムの受講を義務づけ、そしてこの勧告・保護観察機関が公的な資金を使ってプログラムを提供するということが行われます。

次のスライドをお願いします。これとは別に、民事手続においても、保護命令で受講を義務づけることも可能です。保護命令自体が非常に自由なものなので、その受講というものを命令の内容にすることもできて、その場合には受講しないと保護命令違反として刑事上の罰の対象になることとなります。

また、家事手続の中でも提供されます。例えば、面会交流についての家事手続等があるわけですが、その中で交流促進プログラムというものがあって、この交流は面会交流を意味するのですが、その中で実際に加害者を子供に面会させる前に、更生プログラムを受講させることを義務づけることも可能です。このようなプログラムを提供するところが、子供・家庭裁判所助言支援機関、Cafcassと呼んでいる機関ですが、日本では家庭裁判所の調査官に当たるようなところで、裁判所から独立した機関です。Cafcassがプログラムを開発していて、裁判所の裁判官の命令に基づいて、公的な資金を用いてプログラムが提供されています。

次のスライドをお願いします。子供との関係ですが、先ほども申しましたようにDVについては16歳以上で、15歳以下には適用されないということを繰り返し確認しています。

そうなのですが、加害者に対する多機関連携会議及び被害者に対する多機関連携会議、これがMARAC、MAPPAと書いているものなのですが、その中で、子供がいる場合には子供のソーシャルワーカーが出席をして、子供の安全を同時に図っていくこととなります。

先ほど紹介しました子供セーフガーディングのガイドラインでは、家庭内にDVがあることは、保護しなければならない可能性が高いということ、また、面前DVや、DVの環境で育つことは、子供が危険な状態であるということが、基準として示されています。

実際にファースト・コンタクトとして保護に当たるのは警察であることが多いのですが、警察官には児童虐待についてのトレーニングの受講が義務づけられていますから、DVの保護に当たって、子供がいる際には、子供の保護も同時に図られなければならないという位置づけです。

次に、若年層のDA教育についてです。デートDVという概念はないのですけれども、DVだとかレイプをはじめとする性的虐待がいけないということは、大人と同様に対応されています。また、少し前に騒がれたところでは、いわゆる支配的・威圧的行為というもので若年者の人が逮捕され、有罪だとされました。年齢が低くなればなるほど、加害、被害の可能性が高いということで、その保護の必要性が言われていて、2005年あたりから学校教育における女性に対する暴力撲滅のための教育が必要だとされています。ここでは当然ながら、ジェンダー平等に対する理解もその内容の一つですが、いわゆる同意がないと性交渉はしていけないということだとか、被害者が泣き寝入りしないような教育、また、男性性、マスキュリニティーが暴力を生むのだというような教育もしなければいけないということで、学校教育でその実施が試みられています。最近ではより効果的なものとして、学校教育全体で展開するようなプロジェクトが実施され、その検証が行われています。

矢野先生のほうからもありましたが、いわゆる家庭内だとか親密な関係になかったとしてもストーキング保護法という法律があって、ストーキング保護命令を出すことができます。このストーキング保護命令の内容も柔軟に設定することができて、これの加害者は10歳以上ということで、DVよりも低い年齢がその制限の対象になっているということも付け加えておきます。

以上となります。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございました。

それでは、お二人の先生に対する質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

手が挙がっておりますので、戒能構成員、後藤構成員、手嶋構成員、柑本構成員、可児構成員の5人の方に順番でお話いただきます。よろしくお願ひします。

戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 ありがとうございました。

お二人の先生方の御報告を聞いて、大変充実した制度で、うらやましく思った限りです。

まず、矢野先生なのですけれども、DV罪が1998年以来あるということで、しっかりと社会に定着しているというお話だったと思うのですが、DV罪に届くまでというか、DVの発見というのは通報からなののでしょうか。どのような道筋があるのでしょうかというのが1点目です。

それから、2点目です。スウェーデンは共同親権の国で、御存じだと思いますが、今、日本でも面会交流などの法制化をめぐって問題になってきているわけです。

そこで、必ずしもDVケースでDVの危険度が高く、子供と母親が多いと思うのですが、安全に問題がある場合も、スウェーデンでも先ほどのお話ですと、父親の親権がそのまま停止されず、認められてしまうという状況がある。それを防ぐためにどのような政策が取られようとしているのか。

例えば高田先生の御報告されたイギリスでは、司法省が非常に詳細な報告書を出して、実は司法の対応が子供の安全を守っていないという議論をしているわけです。スウェーデンの場合はどうなのかというのが2点目です。

3点目は、ざくっとしたお考えで結構なのですが、日本が今、DV法改正という時点に当たっていますが、スウェーデンのDV対策から何を一番学ぶべきかということをお話しいただきたい。

3点です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小西座長 では、お願いいたします。

○琉球大学法科大学院矢野教授 御質問ありがとうございます。

1点目のDV罪発見の端緒ですけれども、御本人からの通報も多いのですが、とにかく周りの方からの通報が多いです。先ほど申し上げましたように、DV罪をつくったときに、本当に社会でDVの議論、テレビをつけるとDVは犯罪かのようなディベート番組が行われていたり、2週間にわたって、DVは犯罪ですというポスターが、このときはストックホルム郡なのですけれども町中に貼られていたといったようなことで、本当に社会全体で、DVは犯罪ですすぐに通報していいのだという認識が高まったと思っています。

それを象徴するエピソードとして、私が昔、関東にある大学でDVのことを教えていたときに、たまたま日本語のできるスウェーデン人の大学生がその授業を受けていたのですけれども、講義後に私のところに来て、なぜ日本人の大学生はこんなにDVのことを知らないのですかと聞かれました。男性の経済を専攻している学生さんですけれども、なぜこんなに知らないのか分からないと言われたのです。それが15年以上前のことですので、それぐらい社会、特に若い人に浸透しているのだと思います。これは高田先生からもありましたように、若い人にこういうことを教育するということが徹底されていると感じております。

子供がいる場合にどうするかということですが、スウェーデンでも、残念ながら子供に対してはよき父親であるというときには、DVがあっても必ずしも面会交流権が取り上げられていないという実態はあるようなのです。ただし、スウェーデンの場合、児童虐待に関しては本当に厳しいです。もし学校に行って、子供が、親のせいでちょっとここにあざができた等と言えば、学校の先生は即座に警察に電話します。そうすると、その日のうちに親は逮捕されます。移民の方の場合は、家族にも会えずそのまま強制退去といったことすらあります。

ですので、一たび子供に少しでも手を上げるということがあれば、そちらで対応されるだろうということ。また、面会交流に関して、これが日本では難しいと家族法の先生方から言われているところですが、お子さんの希望を聞くというのがなかなかできていないと伺っております。スウェーデンでは、面会交流はお子さんの希望ベースであり、またそれがその子の最善の利益にかなうかという観点から考えられておりますので、そこでも配慮できているのではないかと考えております。

最後に、スウェーデンから学ぶことは何かということですが、これはやはりDVが犯罪だという意識、悪いのは加害者というか、変わるべきは加害者だという認識を社会全体がもつことだろうと思います。

今回のリクエストに、被害者が逃げなくていいDV対策というものがございました。本委員会の先生方は皆さん、そういう問題意識をもっておられるのだと思うのですけれども、やはりDVした方の人に変わってもらわないといけないので、刑務所に入れるかどうかは別としても、加害者のほうに問題があるという認識を社会に広げることが、一番学ぶべきことではないかなと思っています。ありがとうございます。

○戒能構成員 どうもありがとうございました。

○小西座長 イギリスの司法省の報告に当たるものが何かあるかという御質問も2番目にあっただと思うのですけれども、それは大体もういいということですか。

戒能先生、いかがでしょうか。大体よろしいですか。

○戒能構成員 何かそういう政策、調査とかがあるのであれば教えていただきたいということです。DVがある場合の司法の対応について見直すという動きがあるのですけれども、それはどうなのか。もしスウェーデンでそういう動きがあればということでお聞きしました。

○琉球大学法科大学院矢野教授 すみません、かしこまりました。

まさしくこのDV罪をつくったときに「女性の安全」という500ページに及ぶ報告書が出ているのですが、それが該当するかと思えます。1995年に出たもので、女性に対する暴力全般に関するもので、その中には母親がDVに遭っているお子さんのことについても言及されていて、そういうときは親権を制限するべきだという提案がなされていました。必ずしも全てが通らなかったというところはあるのですが、DVに対して司法の力が及んでいないということが言われました。それで、「継続する暴力」を捕捉するものとしてこのDV罪が作られることになりました。

他にも報告書はあると思いますが、一番大きいのはこちらかと思えます。

ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて後藤構成員に行くのですけれども、深見構成員も手をお挙げになりましたので、そこまで参りますが、時間の制限もございますので、今日は今、手をお挙げになっている方ということできたいと思います。

後藤構成員、どうぞお願いします。

○後藤構成員 では、手短に。

まず、矢野先生のほうからお願いします。加害者更生プログラムのお話がありました。説明が飛ばされたのですけれども、これは基本的にはDV罪の該当者ということでもいいのかというのが1つ。また、スウェーデンでもほかの犯罪に対しても加害者更生プログラムを実施しているかと思うのですが、DV加害者プログラムの特徴がほかとの関係で何かあるのかということ。最後のPREDOVは教育機関で実施するとなっていますが、教育機関で実施というところをもう少し教えていただきたいというのが矢野先生への質問です。

あとは高田先生なので、矢野先生にお答えいただいてから高田先生に聞きたいと思えます。

○琉球大学法科大学院矢野教授 ありがとうございます。

こちらのプログラムに関しては、基本的に刑務所と保護観察におけるプログラムで、これもイギリスと似ているなと思ったのですけれども、保護観察官は日本で言うところの家裁の調査官と同じような働きをして、この人にどのような処遇やプログラムがいいかということを裁判の前に調査して、裁判官に提言します。ですので、保護観察になるか、刑務所に行くかというときに、保護観察官の方の意見は結構大きいのですけれども、保護観察と刑務所が基本になります。スウェーデンでは矯正局と保護局が分かれておらず、「矯正保護庁」という1つの独立した省庁となっています。

DV加害者に対するプログラムがほかのプログラムと何が違うかということですが、スウェーデンは刑務所では基本的にかなり自由に面会をさせます。例えばパートナーだと2時間ぐらい面会させ、もちろん身体接触ありです。あとはお子さんを連れた宿泊面会も積極的に進めています。

ところが、DVに関してだけは、刑務所の中で更生プログラムを受講していない人は家族に面会させ

ません。また、通常は電話もかなり自由にかけてられます。日本も制度上はかけられることになっていますが、ほとんどかけられていないと思うのですけれども。DV罪受刑者の場合は電話もかけさせません。これが当初、なかなか刑務官に浸透しなかった。今までは受刑者の人権の尊重ということで、外の家族と会わせることも進めてきたのに、DV罪受刑者は駄目なのだということが、刑務官の方達が最初はなかなか理解できなかったのです。しかし、DVというのは特別な犯罪で、例えば電話で連絡させてしまうとそこで被害者をコントロールしてしまう可能性があるということで、させないということが刑務官の方に浸透しました。これが他のプログラムとは違う点であり、DVは特殊な犯罪だという認識が刑務官の皆さんにも浸透したのが良かったことの一つだと思います。

ちなみに、最後に教育機関で実施と書いたのですがこれは間違いで、どちらも刑務所と保護観察です。

○後藤構成員 多分そうかなと思ったのですけれども、確認をありがとうございました。

○琉球大学法科大学院矢野教授 御指摘のとおりです。ありがとうございます。

○後藤構成員 ありがとうございます。

高田先生に、手短に。イギリスの場合は新しい法律が今年できたということなのですが、前の法律とどこが違うのかというのが1点。

あとは、スウェーデンのようにDV罪がないのか、あるのか。あと、加害者更生の話なのです。加害者更生プログラムについて書いていらっしゃるのですが、この対象となるのがどのような犯罪類型の人なのか。もしお分かりになればと思います。

また、民事手続における対応ということで、加害者更正プログラムはDV保護命令に加えて課すことが可能だと理解したのですが、それでよいのかということをお伺いいただければと思います。

以上です。

○広島大学法学部高田准教授 ありがとうございます。

まず、新しい法律とどこが違うのかというところでは、どちらかというとも既存のものをより使いやすくしたという法律です。例えばDV保護命令について、昔は取り扱う裁判所が限られていたのですけれども、どの裁判所でもDV保護命令を取り扱うことができるということにしたり、あと細かな修正もあるのですが、まったく新しいものはドメスティック・アビューズ長官をつくったぐらいで、ほかはどちらかというとも保護の内容を充実させていって、そして保護命令も保護期間を取り払うだとか、使いやすくしたというのが新しい法律の特徴です。そういう意味では、より包括的なものになったというのが特徴だと思います。

次にDV罪についてですが、私は家族法が専門なので、はじめに紹介しました論文にもほとんど刑事罰のことは書いていないのですけれども、いわゆる民事手続上被害者を保護することと、DVは犯罪だから厳罰でちゃんと処罰していくということは別問題です。ですから、イギリスでもDVという特別なものではなくても暴行罪などいろいろな罪が規定されていて、それに該当するときには家庭内のことでもちゃんと起訴して処罰していく。これを実現していくのだという方針と、新しくできたのが、威圧的・支配的な行為が犯罪になるということで、これについてはDVに関係してつくられた罪です。ですから、事実上DVに向けてつくった罪の枠もあるのですが、イギリスは日本のように刑法という法律があって、体系的に罪が規定されているということではないので、いろいろなところで規定さ

れている罪を総合的に見て、DVの行為はこの罪に当たるということで取り扱われます。

とりわけて、やはりDVについていかにしっかりと起訴するかということの必要性が、市民からも強く主張されていて、それに対する検挙率、有罪率がずっと議論されています。そこを上げていくというのも政府の方針としてあります。本日は保護のところを対象にしましたが、DV罪がないというわけではありません。

○後藤構成員　でも、DV罪はないのですね。

○広島大学法学部高田准教授　個別にDV罪という罪はありません。

○後藤構成員　日本のような対応ということによろしいのですね。

○広島大学法学部高田准教授　そのとおりです。

○後藤構成員　威圧的・支配的な行為というのは、DV以外にも該当するという理解でよろしいでしょうか。

○広島大学法学部高田准教授　そうなのですけれども、教科書などでは、暴力など直接的ではなくても、ドメスティック・アビューズが、威圧的・支配的な行為として、刑法上の罪になると説明されていて、威圧的・支配的な行為が犯罪に該当するという条文については、今回、ドメスティック・アビューズ法の中に入ったので、想定しているのはDVだと思います。

○後藤構成員　では、それをどのように読むかは別として、この新しい法律の中にDV罪的なものが入ったと理解していいでしょうか。

○広島大学法学部高田准教授　いえ、もともと違う法律でそれが犯罪行為に当たるという規定があったのです。それを新たにドメスティック・アビューズ法に規定したということで、新しいものではありません。

○後藤構成員　分かりました。

○広島大学法学部高田准教授　次に、民事手続での加害者更生プログラムの受講の質問だったかと思うのですが、これについてはイギリスでは家事手続の中で面会交流をすること、つまり別居親と子供が交流を継続することが子の福祉を促進するという推定規定があるのです。ですから、DVがあったとしても可能な限り子供と会えるようにしないといけないということが大前提にしつつ、DVがある場合には特別な手続になって、裁判所が安全性を確認しないといけない義務を負います。その一環として、面会交流が安全になされるために裁判所が義務づけるという位置づけで更生プログラムが提供されます。これが実際にヒアリングをすると地域によって異なるのです。かなり頻繁に受講させている地域もあれば、こんなものは事実上ほとんどされませんよ、面会を制限しますというところもあるし、監督付きの面会交流も一定期間なされるので、その中で安全性を確保するということで、更生プログラムを経ずにされていることもあって、地域的にばらつきがあるように思います。

以上です。

○後藤構成員　ありがとうございました。

○小西座長　続いて手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員　貴重な御報告ありがとうございました。

それでは、2点についてそれぞれ矢野先生、高田先生に共通して御質問させていただきたいと思えます。

1点目は、最初の論点というリクエストとして挙げられているところだと思うのですが、通報の対象となる暴力の形態、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についてというところに関連することなのですけれども、それぞれの国の保護命令が出る場合のDVの定義について、確認をさせていただきたいと思います。

スウェーデンの場合、DV罪に該当するものについては、スライドに刑法第4章第4条のa、bを挙げてくださっているのですけれども、保護命令の場合はどうでしょうか。接近禁止法の中でどういうものがDVの保護命令の対象として具体的に定義されているのか、どういう要件が規定されているのでしょうか。また、その要件について、不明確であるとか、あるいは判断するのが検察官ということですので、検察官が判断するに際して、その要件では分かりにくいとか、法律制定時に定義が議論された際の状況はどうだったのでしょうか。そのあたりをそれぞれスウェーデン、イギリスについてお伺いしたいと思います。

というのは、日本のDV防止法の規定の仕方というのが、DVを暴力、しかも身体的暴力に引きつけた形で規定がなされています。本来DVの本質というのは被害者に対する支配であるというところがあると思うのですが、そのところの理解が日本のDV防止法では前面に出てきていないように思います。スウェーデンあるいはイギリスの場合は、DVの本質という視点から定義がなされているようにお見受けしたのですが、保護命令の要件について、そのあたりはどのような議論がなされているのか、要件がどれくらい明確になされているのかお伺いしたいということです。

長くなりましてすみません。2点目は、特に保護命令の中の日本で言うところの退去命令に当たるようなものが、それぞれ似たようなものがあつたと思うのですけれども、その際に、加害者が所有者であったときの所有権、財産権とのバランスの問題について議論があつたのか、なかつたのか。その点について、それぞれの国の状況を教えていただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

○琉球大学法科大学院矢野教授 ありがとうございます。それでは私のほうからお答えさせていただきます。

御理解いただいているように、まず、接近禁止法の中に接近禁止命令の制度があるのですが、これはDVだけではなくてストーカーも含んでいるということです。しかも、日本のストーカー規制法の場合はまだ恋愛感情という要件が残っていますが、それはありません。スウェーデンの場合、例えば、有名人等がストーキングに遭うことも想定していて、恋愛感情とか近親の人とかという制限はありません。

では、どのようなときに接近禁止命令が出せるかという、犯罪の種類は条件はなく、条文上は、特定の人に、犯罪、つきまとい、深刻な嫌がらせ（ハラスメント）をするというリスクがある時とされています。特に、生命、健康、自由、安全に対する罪を犯したかに注意するよう書かれています（接近禁止法第1条第2項）。日本で言うところの生命・身体犯、あとは自由や安全というのはDV罪が書かれている章の犯罪ですが、これも含んでいるので、日本にはない、安全を脅かすような犯罪をしたかどうかも含め検察官はよく見なさいというように条文に書いてあるだけです。

逆に言うと、範囲がとても広いので、接近禁止命令を出されたときに加害者が被るものと、被害者を守るために禁止命令を出すことの利益衡量をして、接近禁止命令が勝るときには出せますよという

ような書き方をしています。対象行為は、かなり広いです。

もともとは退去命令がなかったのですけれども、逆に日本と同じような問題意識で、そこから追い出せないと困るだろうと。特に先ほど申しました移民の方で本人にお金がないようなときに、やはりアパートの持ち主でも追い出せないといけないだろうということで、後から退去命令も加わったという経緯がございます。

日本のDV防止法の前文に書いてある、日本の女性の経済的に自立させてもらえないというところの問題意識というのがスウェーデンでは低いので、退去命令については日本とずれているところにつながっていたのかなと理解しております。

以上になります。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○広島大学法学部高田准教授 では、私の回答をさせていただきます。

まず、保護命令の対象が、いわゆる虐待で、すなわちDVがあることで、DVの範囲は広いですね。加えて被害者を保護する必要があるというのが基準です。実際に手続を進めることができる申立は、本人のほか警察もできますが、指定されている民間機関が申立権を持っていて、その申立権を持っている民間団体の話では、相談から24時間以内に保護命令が出ますと言っていますので、かなり被害者の主張に基づいて保護命令が出されているのではないかと思います。ですから、かなり広範な保護命令が可能なのだらうと思います。

次に、2つ目の加害者の住居であった場合、所有者であった場合のバランスですけれども、実際に占有命令というような保護命令もありますが、家族法の領域では、もともとDVがあって、そしてDV加害者の所有物で、家屋をどうするのかというところで、裁判所がいわゆる占有権を被害者に与えるという判例があったのです。それが家族法上で規定されて、裁判所にそういう権限がある。そういうのとまた別に、占有命令として命令があるので、所有者、加害者の利益と、被害者の利益のバランスよりは、被害者に必要かどうかというところで検討されていることが多いように思います。とりわけ子供がいる場合には、子供の養育環境を整えなくてははいけませんから、住居というのは必ず必要になります。なので、加害者の一緒に住んでいた住居で確保できないときには、地方公共団体が住居を提供する義務がありますから、その場合には住居が公的に提供されるという手続になります。ですから、あまり加害者とのバランスというようなニュアンスの条文や判例が出てこないのです。そのような視点で判断しているのではないのかなと思います。

ありがとうございます。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

被害者の保護の必要性が判断基準ということですが、実際には具体的にどのような基準が使われているのかということで、国によってかなり制度の実態が変わってくるのかなと思います。ありがとうございました。

いろいろお聞きしたいですけれども、これで。ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 矢野先生、それから高田先生、本当に貴重な御報告をありがとうございました。

矢野先生に1点、高田先生に2点、質問したいことがございます。

矢野先生への質問は、今、お話くださっていたいわゆる接近禁止法における接近禁止というのが、刑事事件として扱われるようなケースについて想定されているものではないのかと思ったりしたわけですが、その私の理解は正しいのでしょうか。例えば刑事事件化を想定していないケースについてのDVの通報であるとか、保護命令に関する制度といったものが、また別途、スウェーデンにはあるのか。あるとしたら、どのようなものなのか、簡単に御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○琉球大学法科大学院矢野教授 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、刑事事件的に構成されていると思います。なぜかという、いわゆる犯罪の認知件数のところに、ただ、私はいつもうまく探せないのですけれども、日本も保護命令違反は犯罪統計に載っていましたか。だから、罪と言っていいかどうかは分かりませんが、やはりそこには刑罰が科されており、少なくとも接近禁止命令違反は犯罪の認知件数の中に認知件数が計上されていますので、そういう理解かなと思います。

高田先生もおっしゃっていましたが、保護命令違反自体は中間的なのかなという理解をもっています。ただ、先ほど申し上げましたように割と範囲が広い分、要件には検察官が関与してくるぐらいなので、しかも犯罪行為をしたかどうかを1つの基準にしているので、犯罪寄りなのかなと理解しております。

通報に関しては全く同じです。犯罪と同じように、普通に通報してください。ただ、DVに関してもですけれども、日本と同じようにこのようなホットラインがありますよという案内は警察のホームページ等に載っております。

お答えになりましたでしょうか。

○柑本構成員 ありがとうございます。

すみません。私の質問の仕方も悪かったのかもしれないですけれども、接近禁止法における検察官が出す命令と別個に、いわゆる民事における保護命令といったものはないのですか。

○琉球大学法科大学院矢野教授 ないですね。保護命令はこれだけです。

○柑本構成員 ないですね。

分かりました。ありがとうございます。

高田先生への御質問なのですが、1点目が、加害者更生プログラムの民事手続における取扱いということで、今度DA保護命令において受講を内容にすることが可能になって、受講しないと保護命令違反となるということなのですが、スライドの8において、DA保護命令に対しては監督者をつけ違反がないかを確認・報告するというようなことが書かれておりますが、それはプログラム受講についても誰か個別に監督者をつけて、プログラムの状況を見守っているとか、そのような形になっているのでしょうか。これが1点と、それから刑事手続における扱いというのは何となく分かるのですが、民事の保護命令において一体これをどのように実施しているのか。費用やプログラムの期間というようなことをもし御存じでしたら教えていただきたいと思います。それがまず1点です。

2点目が、児童虐待とDVの支援機関の連携についてなのですが、子供についてかつてLocal Safeguarding Children Boardというものがあって、今はSafeguarding Children Partnershipという

名前に変わっていると思うのですが、要対協をもっと機能的にしたような組織があるというのを私は知っているのですが、そことアダルトのセーフガーディングがどのように連携をしているのかというようなところを教えていただくとありがたいです。

よろしく申し上げます。

○広島大学法学部高田准教授 御質問ありがとうございます。

まず、加害者更生プログラムの民事手続のところの監督者については、スライドの8枚目にある部分です。これの主な想定は、何メートル以内に近づいてはいけないとか、非常に危険な加害者の場合に、どこにいるか確認をして、加害行為がないかを監督しないといけないという場面が想定されるわけです。このように、危険な加害者がどこに住んでいるのかということを確認するためのものというニュアンスが強くて、もちろん更生プログラムを義務づけて、それを受講したかどうかということを確認することもできますが、文献を読んでいる以上は、主にはここでの使われ方としては、どこに住んでいるのかとか、そういうことを定期的に確認して、被害者の安全性の確保を行うという意味で使われていることが多いように思います。

次に、実際にMARACだとかMAPPAの多機関連携会議のヒアリングをすると、比較的被害が重大な被害者、危険な加害者が対象となっているように思われまして、小さいわけではありませんが、実際には非常に多くのDV事案がある中で、全てMARACやMAPPAが機能しているようには思いませんでした。

そういう意味では、制度としてはあって、そしてMARACが重要だとはされているのですが、それが実際に機能的に動くところはかなり深刻なDV被害の事案なのではないかと思っています。そういうところでは児童虐待とリンクしますし、多くの場合にはシェルターに入っていたり、イギリスでは、被害者は母親や女性が多いのですが、最終的には就職をして、労働者として働けるように、長期的にそのレジリエンスをサポートするのだという視点で計画がなされますので、その一環でも、児童保護の側面も含めて見られるのだらうと思います。そういう意味では、どこまで機能的なのかという点は、地域的にも異なるのかなという気がしています。

以上です。

○小西座長 よろしいでしょうか。

○柑本構成員 ありがとうございます。

○小西座長 次に可児構成員、お願いいたします。

○可児構成員 御報告ありがとうございます。

私からは、お二方の先生方に同じ質問になるのですが、保護命令の発令に必要なリスクの程度に関する質問です。

日本だと、保護命令の発令を得るに当たっては、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことが必要とされていて、その重大な危害というのは少なくとも通院加療の程度を要するということが言われています。

お二方の先生方の御報告をお聞きする限り、スウェーデンにおいても英国においても、そこまでのリスクは要求されていないような印象を受けたのですが、そういった理解で間違いがないかということが1点と、もし具体的なリスクに関する要件があれば教えていただきたいということです。

以上です。よろしく申し上げます。

○琉球大学法科大学院矢野教授 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、日本のような重い制限は全くありません。例えば脅迫罪等も含まれておりますので、日本のように特に身体に害を及ぼすようなものでなくても出せるわけです。スウェーデンとしてはそれで、検察官が先に述べたような利益衡量をするのだと思っています。

○広島大学法学部高田准教授 同様に、リスクの程度が身体・生命に重大な危害だとか、そういう基準はイギリスには全くありません。実際に、一番初めに介入するのが警察であることが多いのですが、本当に危険な加害者の場合には、警察の話では、保護警告をした上で、危ないから警察の権限で鍵も替えてしまうと言っていました。ここで危害が起きたら大変なことになります。警察の責任ですから。とにかく安全を確保するということが基準なので、通院が必要な状態というようなことは全くないということだと思います。

以上です。

○可児構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、深見構成員、お願いいたします。

○深見構成員 高田先生にお願いしたいのですが、DA保護警告という緊急保護命令を警察が発しまして、48日以内に郡裁判所の判事にDV保護命令を求めさせて、加害者に手続保障をさせるというように理解しましたが、民事手続のほうの虐待禁止命令とか占有命令についても、加害者の手続保障はなされているのかというのが1点目です。

2点目は、United Kingdomを構成する他の2か国、スコットランドとか北アイルランドについても同様なDA保護命令が成立しているのかどうかについて教えてください。

○広島大学法学部高田准教授 御質問ありがとうございます。

まず、保護警告の後、保護命令のときには必ず手続保障がなされるということで、その他の民事手続における虐待禁止命令についても、当事者の審尋は必要だったかと思うのですが、一般には被害者がその命令自体を裁判所に申し立てるということもありますし、加えて、他の家事手続をしている途中に申し立てるということもあって、加害者が手続の当事者になっていますから、加害者に手続的な保障というものが通常はあるのだと思います。特に、今は変更となりましたが、昔は家事手続については法律扶助を全員が受けることができることが前提でしたので、被害者だけではなくて加害者も法律扶助を受けて、弁護士とともに手続保障がなされるというのが民事手続の原則です。そういうところで手続的な保障があると思われま。

次に、イングランド、ウェールズ以外のところについてです。スコットランドにつきましては、児童虐待に対する保護についても、DVに対する保護についても、独自で手厚い制度がなされていると理解しています。そこまで詳しくは追っていないのですが、北アイルランドにつきましては、私は全くフォローできていなくて存じません。申し訳ございません。

○深見構成員 どうもありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

まだほかにも御質問なされたいことがあるかと思っておりますけれども、本日の進行もありまして、ここ

までにいたしたいと思います。

矢野教授、高田准教授におかれては、御対応は以上でございますので、ここで御退室いただきます。貴重な御意見をありがとうございました。

(矢野教授、高田准教授退室)

○小西座長 それでは、論点と対応案に移りたいと思います。

ただ、残り時間も十分にあるわけではありませんし、配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案については、本日と次回、11月12日の2回にわたって議論する予定でございます。まずは内閣府から御説明いただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、配付資料3をご覧くださいと思います。「配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案（たたき台）」ということで、資料を用意してございます。

まず、2ページ目になりますが、論点1、通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について、精神的暴力や性的暴力、その被害者を対象とするには、どのような基準でその判断を行うべきかということについては、現行の法体系を見ると、保護命令において著しく粗野または乱暴な言動、性的羞恥心を害する事項を告げる等の行為の禁止が設けられ、精神的暴力や性的暴力に該当する行為を禁止する規定が置かれていること。

また、児童虐待防止法では、生命または身体に危害を及ぼす暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を、関係機関による早期発見、通告の対象とし、面会等の制限を定めているということなどを踏まえて、精神的暴力や性的暴力を受けた場合についても、現行の身体的暴力との関係、それから次の論点2-1の保護命令の要件の関係なども含めて整理を行った上で、一定の場合には配暴センターへの通報対象とするとともに、同言動を受けた者を保護命令の対象に加えてはどうか。

この場合、裁判所における認定の迅速化に資する観点から、基本方針において、その解釈について整理することが考えられるところでございます。

4ページ目になります。通報や保護命令の在り方についてです。

論点2-1として、保護命令が発令される「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」ときの規定ぶりを変更すべきかということについては、重大性の要件は保護命令が発令が許容される根拠であり、維持すべきではないか。

論点1の対応案のとおり、保護命令を精神的暴力や性的暴力を受けた者について対象にすることを踏まえ、関係法令を参考に、精神的暴力や性的暴力を受けることで、生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいといえる場合または同視できる場合についても、保護命令を出せることとしてはどうか。

その際、精神的な被害の状況は外形から判断することが困難であり、裁判所が適切かつ迅速に認定を行うための方策について、医師による診断書など専門家の知見の活用も含めて、具体的に整理する必要があるということが考えられるところでございます。

5ページ目、論点2-2、保護命令制度において、新たな命令制度や暫定的な命令を創設すべきか、新たな命令制度や暫定的な命令を創設する場合、どのような内容の命令が考えられるかといったことについては、過去5年の無審尋の保護命令の発令の件数、保護命令の発令までの日数を踏まえると、発令までの間に被害者がさらなる被害を受けるおそれがあることから、申立ての手續の負担を減らす

ため、相談・通報を受けた配暴センターや警察などによりその支援を行うこととしてはどうか。

新たな命令制度や暫定的な命令については、迅速性の要請、現行の法体系との整合性、適正手続の確保や実効性のある命令違反の効果をどうするかなどを整理しつつ検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

それから、ストーカー規制法の改正を踏まえ、SNSでのつきまとい、GPS等を使用して位置情報の把握をすること、それを告げることを禁止行為に追加すべきかについては、禁止行為に追加してはどうかということが考えられるところでございます。

7 ページ目、論点 2-3、保護命令違反の罰則を加重すべきかについては、ストーカー規制法の改正を踏まえ、保護命令違反の罰則を加重してはどうか。

接近禁止命令の期間を拡大し、延長を可能とする制度に変更すべきかについては、接近禁止命令について、その期間が6か月と限定されていることが申立て自体を諦める要因となっているとの指摘や、命令の効果で接近していないことが危険性を否定することとなり、再度の申立てが認められないとの指摘があること。離婚の訴えにおける平均審理期間は1年以上に及んでおり、離婚調停が成立した件数のうち、別居期間が6か月以上は45%となっており、生活の平穏を取り戻すまでに相当な期間の別居期間が必要な状況にあること。類似の制度、ストーカー規制法では禁止命令の期間を1年とし、延長規定を設けており、また、住民基本台帳に係るDV等支援措置では、住民票の写しの交付等の制限について、必要性の確認の結果を申出者に連絡した日から起算して1年を期間としていること。こうしたことを踏まえ、接近禁止命令の期間を1年としてはどうか。

延長規定を設けるか否かについては、再度の申立てとの関係、設ける場合には延長の要件等を整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうかということが考えられるところでございます。

次に論点3で、加害者更生のための指導及び支援の在り方について、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきかなどについては、加害者プログラムの確立に向け、引き続き取組を進め、その上で検討状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、全国での実施体制の在り方について検討を行うこととしてはどうかということが考えられるところでございます。

次にDV対応と児童虐待対応の連携については、論点4-1でDV対応と児童虐待対応の情報共有の在り方について、新たな規定を設けるべきかなどについては、DVと児童虐待は相互に関連しているため、保護命令が発令された場合等の配暴センターと児相の情報連携の枠組みについて検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうかということが考えられるところでございます。

次に論点4-2、子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に被害者として位置づけていくべきかなどについては、配偶者暴力防止法が配偶者からの暴力の特殊性に基づく立法であることを踏まえると、子供のみを独立して被害者として位置づけるのは困難である。

一方で、子供のいる被害女性の約3割が子供への被害経験を認知していること、約6割が被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令も発令されていることから、子に対する電話等禁止命令について、現行の子への接近禁止命令が被害者の接近禁止命令の効果が減殺されることを防止するた

めに発せられるものであるということなどを踏まえつつ、子に対する電話等禁止命令が必要な場合を整理し、その要件の在り方も含めて検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の取りまとめまでに一定の結論を得ることとしてはどうかということが考えられるところでございます。

次に論点5、逃げないDV対応について、DV被害者が逃げずに安全確保できる選択肢として、退去命令期間を現行の2か月から6か月や1年延長すべきかについては、退去命令が長期に及んだ場合は、加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念が指摘されており、また、第一次改正で、被害者の実情を踏まえ退去命令の実行性を確保するために、身辺整理や転居先の確保などの準備作業を行うことが可能な期間として2か月に拡大され、再度の申立てが設けられたこと。

一方で、論点2-3のところでも御説明しましたとおり、被害者が生活の平穏を取り戻すまでには、相当な時間を要するのが実情であること。また、被害者が住居を所有しているときや、子が卒業などを控えた場合などの居所を変えると生活に著しい支障を来す場合など、被害者が居所を変えることが困難な場合も想定されることから、迅速性の要請、2か月を超えた退去命令が必要な場合、権利の制約の問題、再度の申立てとの関係などを整理しつつ、例外的に6か月の退去命令を出せる場合とその要件について検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうか。

また、退去命令について延長規定を設けるかについては、再度の申立てとの関係、延長の要件などを整理しつつ、検討を進めることとし、本ワーキングの報告書の策定までに一定の結論を得ることとしてはどうかということが考えられるところでございます。

次に論点6-1、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについては、法制度に組み入れるべきかについて、配偶者暴力防止法が、配偶者暴力は密室の閉鎖的關係において行われる暴力であり、外部から被害が発見されにくく、被害が深刻化しやすいなどの特殊性があることをもって、配偶者からの暴力について、一般の暴力とは別に特別の立法を行う趣旨で策定されたということから、交際相手全てを一律に対象とすることは困難であり、現行法においても、「生活の本拠を共にする交際」であれば、広く保護命令対象となることから、まずは当該規定を活用していくということが考えられるところでございます。

また、現行法でも、いわゆるLGBTQのカップルが生活の本拠を共にする場合についても保護命令の対象となり、昨今の状況を踏まえ、この旨を周知していくということが考えられるところでございます。

次に論点6-2、司法機関が一時保護の開始を判断する審査の仕組みを導入すべきか等については、司法が一時保護の開始を判断する仕組みは、現状でも必ずしも一時保護を必要とする人全てが直ちに利用できている状況ではないこと、一時保護は生命・身体の安全を確保するため緊急的に本人の自由意思で利用するものであること、一時保護の利用をちゅうちょさせることになるといったことから、導入すべきではないということが考えられるところでございます。

最後に論点6-3、被害者が自立して生活することを促進することは配暴センターの重要な業務の一つであり、被害者の配暴センターへの相談をきっかけに生活再建につながる仕組みを構築できないか。また、民間支援団体との関係を支援体系の中に位置づけるべきではないかなどについては、被害者が自立して生活することを促進することは、被害者の保護を図る上で極めて重要であり、国、都道

府県、市町村が連携して、配暴センターからワンストップで被害者の生活再建につながる体制を目指すべきであるということから、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画について、被害者の自立を支援するための施策を明記することを義務づけるべきであること。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県、市町村と民間団体が対等な関係で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要な一方で、民間支援団体の状況は地域により差があることから、直ちに具体的な役割分担を法的に位置づけられる段階には至っていないことから、まずは、基本方針、都道府県・市町村計画の記載事項に、国、関係地方公共団体、民間団体の連携及び協力を位置づけてはどうか。その際、法律上、基本方針、都道府県・市町村計画に明記することを義務づけることが考えられるところでございます。

説明は以上になります。

○小西座長 ありがとうございます。

今日、私は頭がいっぱいな感じなのですが、それではただいまの御説明を踏まえて、対応案について、各部分でも結構ですし、取りあえず今日は御意見をいただければと思っております。どうぞお願いいたします。

小島構成員、続いて後藤構成員、戒能構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

貴重なご報告を聞かせていただいて、ありがとうございます。

保護命令制度の在り方について、新たな制度を設けるべきではないかということについて申し上げたいと思います。

ストーカー規制法との関係でいきますと、ストーカー事案については刑法犯での検挙が1,500件、ストーカー行為罪も含めて2,500件ほどが検挙されております。それに対して禁止命令が1,500件、うち緊急時の禁止命令が半数になっております。これは、刑法犯等で逮捕されたり勾留されたりした人がいますと、10日間の勾留期間を経て釈放されるときに、そのまま釈放ということになると危険性があるという場合、禁止命令あるいは間に合わないときは緊急の禁止命令を出して加害者を釈放するという取扱いになっているとのことです。

日本では、ストーカーにしろ、DVにしろ、刑法犯、暴行罪や住居侵入や傷害、ストーカー罪などで逮捕・勾留する方法で被害者の安全を確保する、即ち、事件化するというのが一般的です。

DV事案には禁止命令などの制度がありません。あるのは保護命令だけです。そうすると、年間で8,000件ほど暴行罪とか傷害罪で逮捕されて、事件化されているのですが、10日ぐらいの勾留期間で自宅に帰ってきてしまう。この場合、退去命令以外は手立てがないのに、退去命令の発令は少ないということです。

ちなみに保護命令は何件出ているかということ、最盛期の3,000件からだんだん減少していて、今年は約1,500件です。1,300万人ぐらいの管内人口を持つ東京で、保護命令の発令が60件しかない。大阪も300件から130件あまりまで減少しています。保護命令が被害者の切実な要求に応えていない。保護命令の発令まで通常14日くらいかかっており、ストーカーとの関連で見ても、事件化した後、勾留後に釈放される場合、緊急時の保護命令は必要ではないかと思えます。

勾留後10日以内に釈放される場合、緊急の禁止命令は需要があるはずで。

そういう意味では、緊急時の対応、事件化した後、釈放された人の対応は必要で、結局そのまま帰ってきてしまうとすると、逃げなければいけないわけです。逮捕・勾留された人が帰ってきたら、逃げるしかないということになっていると思います。

お時間ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 ありがとうございます。

幾つかあるのですけれども、簡単に。

1つは児童虐待との関係なのですが、児童虐待事案の背後にDV被害があるということはここでも確認されていますし、幾つかの事案でも明らかになっています。それを前提とすると、4-2のところですけれども、配偶者からの暴力の特殊性というのがよく分かりません。子供のみを独立して、被害者として位置づけることができないとなっている。子供が被害者から独立しているわけではありませので、家族の構成員である子供を独立の被害者として位置づけるということは、私は現行法制度の下でも十分できると思っております。

2点目は、3番目の加害者更生なのですが、20年も前からこのお話をずっとしているのですが、ここで何らかの形で保護命令でもいいですし、先ほど小島構成員がおっしゃった新たな制度でもいいので、どこの段階でもいいのできちんと位置づけることをしないと、加害者に対する対応を全くしないままとなります。2021年の改正でもそれが実現しないというのはさすがにいかがなものかと思えます。

3点目なのですが、私は前回出ていなかったのですが、前回お話があったかどうか分かりませんが、一応前回の議事録は拝見させていただいた上でお話しさせていただくのですが、10月25日付で5つの団体から、ウィシュマ事件を前提として、外国人DV被害者に対する適切な保護の徹底と対策の改善を求めるという要請書が、この専門調査会宛てに来ていると思います。

今日の矢野教授のお話もそうですし、あと最初の戒能構成員のお話もありましたけれども、入管の在留資格がある、ないにかかわらず、という文言を入れるかどうかは別として、外国人DV被害者に対する何らかの検討を1つの項目として入れていただきたいというのが私の意見でございます。

先ほどの要請書は、できればこのワーキング・グループの皆様にも共有していただけないかというお願いでございます。よろしく願いいたします。

○小西座長 それでは、まず内閣府の方からお答えいただきます。

○難波男女間暴力対策課長 今、後藤先生からいただきました要請書の関係については、来週までに共有をさせていただくようにしたいと思います。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、戒能構成員、どうぞ。

○戒能構成員 ありがとうございます。

スピードアップして4点、本当に短く申し上げます。

保護命令、通報の対象となる暴力の形態が直接的な論点にはなっているのですが、しかしながら、今日のスウェーデン、イギリスの御報告を聞いても痛感いたしました。このDV防止法自体の対象は何なのかという暴力の定義を改める必要があるというのが1点目です。やはり身体的暴力に準ずると

いうことで、第1条の定義の問題もきちんとすべきだということです。

制定当時と何が変わったのか。それは20年を経て実態が明らかになったということだと思います。ですから、実態というときに、本当に非身体的暴力と身体的暴力の危険度は変わらないのだと。それぞれの特徴はあるけれども、そういうことを踏まえて、きちんとDV防止法を改正するならば、第1条の定義から見直すべきだというのが1点目です。

4の児童虐待のところなのですが、これは説明文の話なのですけれども、児童虐待とDVを包括的に扱う必要性がどこにあるかというのは、効率性の問題ではないということです。1つはDV被害者の保護といたしまししょうか、安全といたしまししょうか、無力化を防いでいくということ。もう一つは、大事件などの児童虐待死の経験があるわけですから、それを防いでいくためにも、これは一体として見る必要があるから包括的に扱うのだという位置づけについて、このたたき台の書き方は、ちょっと違うのではないかと率直に申し上げたいと思います。

その次の4-2を開けていただけますか。保護命令に引きつけて対応案が考えられていますが、それは安全保護の問題にとどまらないということです。同じくメンタルケアも必要ですし、子供の社会的な関係性も考慮しなければいけません。ですから、保護命令だけの問題ではないと見ていくべきだと思っております。

その次なのですが、これはもう単純に申し上げます。6のその他の6-1なのですが、LGBTQのカップルは、生活の本拠を共にする場合も対象となると。しかしながら、運用はどうなのかということで、LGBTQの方々からの要望書も出ているわけです。実際にそのようには運用されていない。そういう場合は、これは法律にきちんと明記をしていく必要がある。そうしないと、本当にその権利が保障されないということです。

最後に6-3は2点あります。

1つは、まず基本計画、基本方針から出発する。そこにきちんと自立支援を位置づけていくということ、そこから始めるということは賛成です。全くそのとおりです。しかしながら、3条3項にDVセンターの規定があるわけです。そこに書かれた業務は、20年たって実態とかけ離れ過ぎています。それから、売防法の古き遺産でそのまま指導という言葉が出ていたり、自立支援は情報提供とかにとどまっていたりします。そこはそんなに大変なことではございませんので、実態に合わせて変えていくというのが1点です。

もう一つは、民間団体の位置づけです。これは全国に広がっていないから、まだ法的に位置づけられる段階にはないということが書かれていますが、本当にそうなのでしょうかということです。それでは、どの段階に至ったら法的に位置づけられるのか。民間団体は大変な状況にありながら、地域の不可欠な資源として大きな役割を果たしている。専門的な性格も強く持ちながら頑張っているわけですから。そうすると、このような書き方でいいのかということです。何ができるかというのはその次の問題であると思いますが、もう少し敬意を持って書いていただきたい。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続きまして、手嶋構成員、どうぞ。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

いろいろあるのですけれども、今日は1点だけ申し上げたいと思います。

5番の逃げないDV対応についての対応案の最初の黒丸ですが、退去命令については、これが長期に及んだ場合は居住の自由や財産権等加害者の権利の制約に係る憲法上の問題が生じる懸念が指摘されていると書いてあるところなのですけれども、居住用の家屋に対する財産権の考え方というのは、今、非常にいろいろな議論が出ておりますし、国際的な議論の状況からも、このような書き方は少し見直されるべきではないかということでございます。

具体的に申し上げますと、居住用の家屋というのは単なる所有権の対象ではありません。居住権という言葉がここには出てきていませんけれども、これまで可児構成員も居住権という言葉を使って御意見を書いてくださっていたと思うのですが、居住権という考え方が非常に重要で、日本は世界的に見ても住居に対する対策が非常に遅れているということが指摘されています。居住権の考え方が、十分に議論されていないのかなという印象があります。

国際的な居住権概念ということから考えますと、居住権というのは単に家屋に住んでいる、屋根のあるところに住んでいる、雨露がしのげるというレベルのものではなくて、そこに安全に安心して尊厳を持って居住できるということが重要なポイントなのです。被害者は加害者によって居住権を侵害されているという状況が既に発生しているわけです。そうであるならば、居住権対居住権の単なるぶつかり合いというわけではなくて、一方が他方に対して既に居住権を侵害しているという行為があるときに、その侵害している人間の居住権を、なぜ侵害されている被害者の居住権よりも重視しなければならないのか。そのあたりのところは、人権ということで考えたときにも、ここに書かれているような憲法上の問題に果たして本当になり得るのか、新しい国際的な理解に基づいた上での議論が必要であって、こういう書き方をいつまでもしているのは適切ではないのではないかと考えております。

以上でございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、柑本構成員、どうぞ。

○柑本構成員 どうもありがとうございます。

私もいろいろあるのですけれども、今日は2点だけ申し上げさせていただきたいのですが、まず1点目が3番の加害者更生のことで、後藤構成員もいろいろとおっしゃってくださっていたのですけれども、本当に20年前と変わっていないような書きぶりにしかかかっていないので、ここはぜひもう一歩進んで、対応案の書き方を工夫していただきたいなと思います。

それから、4番のDV対応と児童虐待対応の連携についてなのですけれども、対応案の中の効率的であるという文言について、戒能構成員がおっしゃっていたことはまさにそのとおりで、これはなかなかどうなのかなという言葉だと思います。

その次に、保護命令が発令された場合等の配暴センターと児童相談所の情報連携の枠組みについてと書いてあるのですけれども、「等」と書いてあるので、別に保護命令が発令されていないケースが含まれるというのはよく分かるのですが、それが前面に出ていることによって、保護命令を出された人が主な対象なのかみたいな、その人たちのための連携の仕組みなのかというような印象を抱いてしまう人はいると思うので、ここも書き方に気をつけていただきたいです。

それとともに、情報共有の在り方についてなのですが、児童虐待にしてもそうですし、精神医療に

関してもそうなのですけれども、その対象となる人たちの支援をする人たちが一様におっしゃるのは、現場の方々にとっては、法律にきっちりと規定が置かれていることがどれほどありがたいかということなのです。法律を知っている方たちは解釈で大丈夫だよねとおっしゃるのですけれども、現場の方たちは全然それでは動いていなくて、個人情報に引っかかるのですというようなところで、全然情報を得られなかったりということがあります。法律に書かれることによって、そのバリアが一気になくなりますので、これは情報共有にしてもそうですし、連携の仕組みにしてもそうですし、法律の中にぜひ書き込んでいただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

皆様、活発な御意見をありがとうございました。これは引き続きまたやらなくてはいけないことです。論点及び対応案について、次回も意見交換を実施したいと思っております。本日はちょっと時間が足りなくて申し訳ありません。

○林局長 先生方、本当にどうもありがとうございました。また次回、議論をお続けいただけるよう、お願いを申し上げます。

いただいたお話は、みんな大事なお話だと思います。特に2～3申しますと、1つ、DV対応と児童虐待対応の連携の話で、効率的というのは私どももやや不注意な文言の使い方で大変失礼いたしました。戒能先生、柑本先生からも御指摘があったように、一体としてきちんと見ていかななくてはいけない。そのための情報連携、配暴センターと児相の間の情報連携をしっかりとやっていかなければいけないということで、これは全くおっしゃるとおりでございます。書きぶりについては、きちんとさせていただきたいと思っております。

また、保護命令が発令された場合だけではないというのは当然おっしゃるとおりで、そうではない場合についても当然、情報連携の枠組みを考えていかなければいけないので、技術的にどのようにするのがいいのかというのはしっかり考えていかなければいけないと思っておりますが、おっしゃる御趣旨は私どもその気持ちで、一体として対応すべきだと考えております。

もう一点、いただいたお話の中で、民間団体や配暴センターの話で、特に戒能先生からいただきました配暴センターがやる業務については今、実態と乖離しているのではないかと。条文上、3条の3号にある配暴センターがやる業務が実態と乖離しているのではないかという御指摘をいただきまして、そこところは私どものほうもどのようにしたらいいかよく考えたいと思っております。

また、民間団体との連携のお話は、まさに3条の5項に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとするということは書いてありまして、民間団体と連携するというのが法律に書いてあるので、これはしっかりやってもらおうと思っております。私どもの悩みは、具体的に何を民間団体にしてもらおうのかということまでを法律に書けるかということ、そこは地域によって違うのかなど。そのところは例えば都道府県の計画に書くとか、そういうことがいいと思っておるところでございます。戒能先生がおっしゃるとおり、私どもは民間団体との連携が非常に大事だと思っております。

私どもも民間団体の方々に実際にお話を伺うと、非常に大事な役割を果たされていると私自身も非常に感じます。ですので、そこはしっかり連携をしていきたいと思っておりますし、基本方針や様々なところ

で、特に県レベルとかできちんと位置づけることが大事だと思いますので、まさに県から見て、この民間団体がこの県では重要な役割を果たしているということをきちんと認識した上で計画に書いてもらうことだと思いますので、ぜひそうしてもらえるように、実態としてちゃんと連携が進むようにしたいと思っております。

本当におっしゃるとおり、民間団体なくしては、DVの被害者の保護は実態としてはなかなかできない状況で、私どもは民間団体の方との連携をしっかりと深めていく、そのための交付金などもやっておるわけですが、そこをしっかりとやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかにもいろいろ貴重な御意見をいただきまして、今日は時間が過ぎてしまったので私どものレスポンスを全部はさしあげられませんが、今日いただいたお話も踏まえ、また次回も御議論いただきますので、その御議論を踏まえて、しっかり前に進むようにやってまいりたいと思います。

本日は本当にどうもありがとうございました。

○小西座長 それでは、簡単に今後の予定をお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますが、連続で恐縮ですが12日金曜日となっております。詳細については、改めて事務的に御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○小西座長 3週連続ですが、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第6回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。

ありがとうございました。

(以上)